

平成26年 1月31日（金曜日）

委員外議員（なし）

午前10時3分開会

説明のため出席した者

会議に付した案件

概要説明

総合政策部

- 1. TPP協定交渉に関する最近の動向について

農政水産部

- 1. 農地中間管理機構の概要について
- 2. 新たな米政策の概要について
- 3. 多面的機能支払制度（日本型直接支払）の概要について

環境森林部

- 1. 木質バイオマス資源の安定供給体制づくりに向けた取組について

協議事項

- 1. 委員会報告書骨子（案）について
- 2. その他

出席委員（12人）

委員	長	岩	下	斌	彦
副委員	長	星	原		透
委員		緒	嶋	雅	晃
委員		坂	口	博	美
委員		中	野	廣	明
委員		山	下	博	三
委員		右	松	隆	央
委員		鳥	飼	謙	二
委員		新	見	昌	安
委員		田	口	雄	二
委員		岡	師	博	規
委員		徳	重	忠	夫

欠席委員（なし）

総合政策部

総合政策部長	土	持	正	弘
総合政策部次長 （政策推進担当）	永	山	英	也
総合政策部次長 （県民生活担当）	舟	田	美	揮子
部参事兼 総合政策課長	金	子	洋	士

農政水産部

農政水産部長	緒	方	文	彦
農政水産部次長 （総括）	興	梶	正	明
農政水産部次長 （農政担当）	郡	司	行	敏
農政企画課長	鈴	木	大	造
地域農業推進課長	向	畑	公	俊
地域農業推進課 連携推進室長	大	久	津	浩
農産園芸課長	日	高	正	裕
農村計画課長	宮	下	敦	典
農村整備課長	河	野	善	充

環境森林部

環境森林部長	堀	野		誠
環境森林部次長 （総括）	金	丸	政	保
環境森林部次長 （技術担当）	楠	原	謙	一
部参事兼 環境森林課長	川	野	美	奈子
環境森林課 みやざきの森林づくり推進室長	那	須	幸	義
環境管理課長	上	山	伸	二

平成26年1月31日（金曜日）

循環社会推進課長	神 菊 憲 一
自然環境課長	佐 藤 浩 一
森林経営課長	水 垂 信 一
山村・木材振興課長	河 野 憲 二
山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室長	石 田 良 行

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	松 浦 好 子
議事課主査	松 本 英 治

---

午前10時7分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

本日は、まず総合政策部と農政水産部においていただきました。

それでは、早速、概要説明をよろしく願いたします。

土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部長の土持でございます。よろしく願いたします。

それでは、本日、御報告いたします項目につきまして、御説明をいたします。

お手元にお配りしております特別委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

今回は、御指示のありました4つの項目について、御説明をいたします。

まず初めに、T P P 協定交渉に関する最近の動向について、総合政策部から御説明させていただきます。

引き続き、農政水産部のほうから農地中間管理機構の概要について、そして新たな米政策の概要について、最後に、多面的機能支払制度（日本型直接支払）の概要につきまして、御説明をいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、よろしく願いたします。

私のほうからは以上でございます。

金子総合政策課長 それでは、委員会資料1

岩下委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから成長産業・T P P 対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

今回の概要説明は二部構成で考えております。

まず、総合政策部に「T P P 協定交渉に関する最近の動向」について、引き続き、農政水産部に「農地中間管理機構の概要」、「新たな米政策の概要」、「多面的機能支払制度の概要」についての説明をお願いしております。

質疑を含めて11時ごろまでを予定いたします。

その後、執行部に入れかわっていただき、環境森林部に、「木質バイオマス資源の安定供給体制づくりに向けた取組」についての説明をお願いしております。

質疑を含めまして11時30分ごろまでを予定しております。

その後、委員協議で委員会報告書骨子（案）についての御協議をいただきたいと思っております。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ページでございますが、TPP協定交渉に関する最近の動向につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、1番、「国の動き」を整理してございますが、直近の情報といたしまして、3ページでございます。

ことし1月の総理年頭記者会見におきまして、農産物の、いわゆる重要5品目については、衆参の農水委の決議をしっかりと受けとめ、攻めるべきは攻める、守るべきは守るとの方針で交渉に当たっているということと、国益をぶつけ合う中において、最終的な着地点をどう見出していくか、知恵を出して大局的な判断をするというふうなことを表明しておられます。

2番以降、「交渉の経過」を整理してございますが、直近といたしましては、次の4ページでございます。

昨年10月にインドネシアで交渉会合がございまして、そこにも安倍総理は出席されておられますが、2つ目の丸にありますとおり、「モノだけではなく、幅広い分野を含めて、各国が交渉全体でバランスのとれたコミットメントをしていく」ということを発言されて、その下のTPP首脳声明でございすけれども、発展段階の多様性、この発展段階の多様性と申しますのは、国有企業あるいはISDS、知的財産、政府調達、そういった新興国と先進国が対立しているような分野につきまして、いわゆる新興国への配慮、そういった趣旨が盛り込まれているというふうなことで伺っております。それで、包括的でバランスのとれた地域協定にしていくということでございました。

ところが、下のほうでございますが、12月7日からシンガポールで閣僚会合がございましたけれども、結果は、御案内のとおり、妥結に至

らずということございました。

それで、一番下の丸にございますとおり、各国が柔軟性を持って交渉を継続という形で、この「柔軟性」という文言も新たに入ったというところでございます。

それで、右側の5ページでございますけれども、12月26日に全国知事会の主催で政府の交渉官をお呼びしての説明会がございました。そのポイントをまとめたものでございます。

まず、全般的な事項といたしましては、日米の交渉が平行線ということで、アメリカ側は原則100%関税撤廃、現実的には無理という日本の主張が平行線で終わったということでございます。

その日米の動きをほかの国は見ていて、どのくらいのレベルで妥協するかを決めたいというようなことだということございまして、最後のカードは切らないままだということでございます。

それと、今回、物品の関税だけではなく、いわゆるルール分野につきましても、全部パッケージで合意していくということになりまして、部分合意ということはないだろうということでございます。

下に、分野別の事項が書いてございます。

まず、「投資」の分野では、いわゆるISDS条項でございす。これまでやはり条項を入れることに対して反対している国があったということですが、それはなくなったということで、ここは一つの進展が見られたという説明でありました。ただし、中身についてはまだ今後、がんが議論をしていくというふうな状況だそうでございます。

それから、2つ目の「知的財産」につきましては、医薬品のデータ保護期間あるいは著作権

の期間等については、まだ持ち越されているというところ です。

それから、「国有企業」をめくりましても、まだ議論は続いているということでございます。

それから、「環境」、「労働」でございますけれども、いわゆる日本が関心の高い漁業補助金の取り扱いにつきましては、交渉官によりますと、心配な状況にはなっていないということでございました。

あと、1つ飛びまして、「SPS」、これはいわゆる衛生植物検疫、食の安全・安心の件でございますが、これにつきましても、交渉官によりますと、日本の制度を変えるような方向の議論にはなっていないというふうなことでございました。

下のほうでございますが、今後の予定ということでございます。きょうの報道でも一部ありましたが、2月の22日からまたシンガポールで閣僚会合を開く方向で調整が進んでいるというふうなことでございましたが、一応、まだ1月中も、例えば、甘利さんとフロマンさんが電話交渉とか、あるいはスイスでのダボス会議での経産省とか農水大臣の交渉とか、いろいろ行われておりますし、事務レベルの交渉も行われているというふうに聞いているところでございます。

政府の説明は、このような形で非常に外郭的でございますが、いわゆる秘密保持契約の関係がございまして、これ以上、詳しい説明というのはなかったところでございます。

あと、6ページ以降でございますが、「本県の動き」ということで整理をいたしておりますが、直近といたしましては、8ページをごらんください。

9月3日の段階で第3回となります庁内の対

策本部会議を開催いたしまして、情報共有を図ったところであります。

それから、11月には、北海道を中心に31の道県によります政府への緊急要請ということを行いました。

さらに、九州知事会としても提言活動を行ったところであります。

そうして、12月10日には、県議会のほうでも意見書採択ということで、4つ目にありますとおり、決議遵守、国益を損なうことが明らかになった場合は、即刻、交渉から脱退することというふうな文言が入ったところでございます。

今の状況から申しますと、また来月、大きな動きがありそうな心配をしておりますが、県といたしましては、これまで以上にまた情報収集に努めてまいるとともに、庁内の対策本部をきちんと開きまして、今後のしっかりとした対策等あるいは県としてのアクション等を決めた上で対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

T P Pに関しましては以上でございます。

大久津連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。

続きまして、農地中間管理機構の概要について、御説明いたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

まず、国の予算概要ですが、夏の概算要求では約1,000億円を要求されておりましたが、昨年末の概算決定時では、右上にありますように、25年度補正で400億円、26年度当初予算で305億円が計上されたところでございます。

その理由といたしましては、各都道府県の2月補正で条例基金を創設させ、機構事業推進の体制づくりを早期に行わせるために、当初予算とあわせて今回の緊急経済対策として一部補正

対応を実施するものであります。

予算の主な内容ですが、1つ目は、真ん中の農地中間管理機構の業務に対する支援で、(1)の機構の立ち上げと運営に必要な経費、(2)の機構による借り受け農地の賃料、貸付者が決まるまでの農地の保全管理費用等で、基本は国が10分の7を補助いたしますけれども、機構が農地を借り受けた後、借り受け者が見つからない場合は再度出し手に返すことになっておりまして、機構での農地の滞留防止とともに、担い手への農地集積を加速させるということで、貸付率に応じまして、奨励金として最大95%まで国が負担する仕組みとなっております。

2つ目は、左側の農地の出し手に対する支援でございます。

(1)の地域集積協力金は今回創設されたものでございます。

また、(2)の個々の出し手に対する支援を合わせて253億円が全額国庫補助で計上されております。

一方で、これまであった受け手への規模拡大交付金、10アール当たり2万円が今回廃止されております。

3つ目は、右側の農地集積業務の基本でございます。今回法定化された、農地基本台帳の電子システムの整備等の支援と、耕作放棄地の解消に向け、所有者の意思確認等を行う経費として、合わせて138億円が同じく全額国庫補助で計上されております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

本県におきます農地中間管理機構の取組(案)についてでございます。

(1)の本県の実施につきましては、宮崎県農業振興公社を本年度内に機構として指定する

予定でございます。

また、認定農業者や農業法人など、本県の担い手への農地集積率は現状44%でございますが、機構事業を活用いたしまして、今後10年間で国が示した90%の集積目標を達成するためには、年間、大変厳しい数字ではございますが、3,000ヘクタールを超える農地集積が必要となっております。

次に、(2)の本県における農地集約化の課題でございます。

今回の制度は、東北・北陸地方の水田地帯をベースに構築されており、田畑の割合が半々である本県では、飼料作・野菜・果樹など生産品目・作型が多岐にわたり、園芸ハウスや茶畑なども点在しており、農地のゾーニングが大変難しいと考えております。

また、話し合い活動の場である集落機能が低下している中で、基盤整備率が低いことから、農地集約に当たっては、効率的利用が難しく、さらに農地集約化のメリットを受けにくい中山間地域をいかにこの事業として取り組んでいくかが大きな課題であると認識しております。

こうした状況の中で、下にありますように、地域の実情に応じた農地集積を進めたいと考えており、基本的には、分散錯圃状態の担い手の農地を再配分し、面的集積を図ることを第一に考え、規模拡大を目指す担い手への農地集積、集落営農等の取り組み推進での活用、リタイア農家等の農地の面的まとまりの推進と担い手のマッチングなどにおいて、機構事業をしっかりと活用してまいりたいと考えております。

次に、右側のフロー図でございます。

国は、水田地帯での活用を基本に、農地の出し手への優遇措置を強化して、出し手の農地の掘り起こしから取りかかることとしております

が、本県では、まずは の農地の受け手となる担い手を明確にしてもらい、規模拡大等の意向を踏まえて、機構がかかわる地域の選定と農地の出し手の掘り起こしを進めたいと考えております。

これまで、出し手・受け手の相対による農地の貸借・売買が基本ではございましたが、今回の機構が介在することにより、安心できる長期的な賃借関係を構築するとともに、耕作放棄地の再生にも活用してまいりたいと考えております。

なお、機構事業の活用パターンにつきまして、飛びますが、13ページをごらんいただきたいと思っております。

具体的には、 の集落営農組織が法人化に移行する場合や、 のハウス施設等の団地・集約化を図る場合、 の土地改良事業等の基盤整備と一体となった農地集積や、 の、現在、規模拡大が進んでおります、露地野菜等の土地利用型作物において、分散錯圃の解消に向け、担い手間の耕作農地を機構が借り上げて、面的にまとまった形で再配分する場合などの事例を想定しております。

そこで、各市町村においては、旧市町村を単位といたしまして、まずはこれらのモデル的な取り組みのできる地域選定等をお願いし、具体的に事業推進の課題や成果等を実地検証しながら、今後の普及モデルを確立していきたいと考えております。

再度、11ページに戻っていただきまして、右下の支援策の具体的内容でございます。

農地の出し手に対する支援では、地域集積協力金は、地域でまとまって機構へ農地を出す場合、貸付割合に応じまして10アール当たり2万円から3万6,000円が交付されます。

個々の出し手対策では、経営転換やリタイアで農地を機構に出す場合、農地の相続人も含まれますが、個人ごとの貸し付けの面積に応じて、30万円から70万円が交付されます。

さらに、機構の借り受けた農地に隣接する農地の所有者が機構に貸し付けた場合は、10アール当たり2万円が交付されます。

なお、これらの交付単価は、平成29年度までの事業取り組みを加速させるために特別単価となっておりまして、平成30年度からは減額されることになっております。

また、受け手のメリットとなる基盤整備については、右側の大規模基盤整備では、機構は離農者等の農地を借り受け、3条資格者として事業参加し、整備後、担い手に貸し付けるまでの期間は特別・経常賦課金を機構が負担することとしております。

また、簡易基盤整備では、国の農業基盤整備事業の定額助成の活用が想定されておりますけれども、助成単価を超える整備費については、機構が全国団体から資金を借り受けて行い、担い手への引き渡し後に賃料で立てかえ分を回収することになります。

最後に、12ページをごらんください。

本県における推進体制（案）を整理しております。

特に、市町村ごとの事業推進チームの体制整備におきましては、農業委員会やJA等の各関係機関との連携と一体的な取り組みが重要であり、これまで農地問題は農業委員会が主体となっておりましたが、今後は、市町村を核に農業委員会と一体的にコントロールしていくという意識改革とその実践が必要と考えております。

現在、県の農業振興公社の機構指定と、平成26年度早期の運営開始に向け、県域の関係機関・

団体を構成メンバーとする設立準備会議を立ち上げ、鋭意検討を進めております。

さらに、近々、市町村の代表者等も参画いただいて、次のステップとなる検討会議を発足し、機構業務を円滑に実施するための各機関の役割分担と協力体制の検討、さらには、詳細な実施方針や実施規程等を詰めることとしております。

なお、これらの機構事業の膨大な業務を遂行するためには市町村等の協力・連携なしには推進できないと考えております。これまで適宜、担当者会議等の開催による、情報の共有化や地域段階での体制整備の検討をお願いしてまいりましたが、現在は、支庁・振興局長と本庁関係各課が一緒になりまして、各市町村長を個別訪問し、それぞれの地域の実情に合った、今後の機構事業の活用のあり方等について、意見交換等も進めております。

こうした取り組みを踏まえながら、本県農業の構造改革が進められる、宮崎らしい農地中間管理機構を整備してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。14ページをお開きいただきたいと思います。

新たな米政策の概要についてでございます。

この新たな米政策につきましては、昨年12月に国において決定されたものでございますが、その決定の過程におきまして、例えば減反の廃止であったりとか、もしくは減反補助金の廃止と、こういうような報道であったり、もしくは飼料用米の10万5,000円というような報道が行われたところでございまして、これによりまして、地域での混乱と、こういったものも懸念されたところではございます。

本日は、その決定された概要につきまして、

御報告させていただきたいと存じます。

まず、14ページでございますけれども、新旧制度の概要ということで、まず14ページが現行制度、これまでの制度の概要でございます。

一番上の括弧書きの中でございますけれども、これまでは、国が都道府県別に生産目標数量ということで、つくっていい米の数量を配分をしております。その、国から配分を受けた、つくってもいい米の数量を県段階が市町村を通じて農業者個々に生産目標数量という形で配分をさせていただいたところでございます。

その配分を守っていただいた場合に、その、守っていただいた方の米の作付面積に応じまして、その下の「ぼつ」にありますような直接支払交付金と、こういったものが交付されていたところでございます。

具体的な助成制度と申しますのは、その下に掲げてございますけれども、大きくは米づくりに対する支援というものと、その下の生産調整への助成という2つの枠組みがございます。

先ほど申し上げました、米の直接支払交付金と申しますのは、御案内のとおり、米づくりへの支援の中で10アール当たり1万5,000円ということで、いわゆる生産目標数量を守っていただいた方がつくってる米の面積について1万5,000円を交付していたものでございます。

あと、生産調整への助成というものの中では、全国一律の助成ということで、そこに掲げてございますけれども、例えば新規需要米ということで、米粉用米であったりとか飼料用米、これに対して全国一律8万円というものであったり、もしくはその下、2つ下でございますけれども、WCS用稲ということで、同じく8万円というような助成が行われたところでございます。

それに加えて、地域の創意工夫による助

成というもののの中で、本県は、産地資金ということで国から配分いただいた資金を活用しまして、加工用米に対して独自に1万5,000円という助成を行うとともに、地域段階、いわゆるこれは市町村、主に市町村単位でございますけれども、市町村単位で野菜等に助成を行ってきた状況でございます。

これが新たな米政策ということで、今後でございますけれども、15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページの一番上でございますが、先ほど申し上げましたように、これまでは国のほうから生産目標数量というものが配分をされて、それに基づいて生産調整というものが行われてきたということでございますが、その冒頭に掲げてございますように、5年後をめどに、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、生産者や団体等が中心となって行っていくというものに変わってきてございます。

この、いわゆる需給調整につきましては、調整の主体が行政もしくは国が主体となって生産調整を行うというものから、国の見通す需給調整、需給見通しに基づいて、生産者もしくは団体等が主体的に中心となって行うというように形が変わってくるものでございます。

また、それに対する支援でございますけれども、下のほうの枠組みに掲げてございますが、旧制度とフレーム的には大きくは変わりはないというふうに考えてございます。

具体的には、同じように米づくりに対する支援、それから生産調整への助成というフレームではございますし、変わっておりますのは、この米の直接支払交付金、いわゆる米づくりの支援の部分が、1万5,000円が7,500円に半減されたというところでございます。

また、全国一律、いわゆる生産調整への助成の中では、新規需要米ということで、先ほど申し上げましたけれども、例えば、飼料用米で10万5,000円というお話がございましたけれども、これは、全てが10万5,000円という話ではなくて、アンダーライン掲げてございますように、地域地域の、もしくはその個人個人の収穫量に応じて助成金が増減されるというものでございます。

あくまで一つの考え方といたしましては、基準収量ということで、例えば、県内一本でいきますと、478キロという10アール当たりの収量がございますが、例えば、県内一本でいきますと、478キロを上回った場合には8万円に増額をされる。で、478キロというものを下回った場合には、これがさらに減額をされるということで最低が5万5,000円、それから最高で10万5,000円ということになります。

あと、生産調整の助成の中では、産地交付金ということで、地域の創意工夫による助成の部分が拡充をされたというところでございまして、県段階におきましても加工用米に対して、後ほどまた改めて御説明申し上げますが、2万5,000円ということで助成を行いたいというふうに考えておりますし、また、多収性品種の導入であったりとか、加工用米の3年以上の複数年契約と、こういったものには別途1万2,000円の支援が行われるというような状況でございます。

1枚めくっていただきまして、16ページ、17ページでございますが、こういうような国の新たな米政策を受けまして、県段階におきましては、16ページに掲げてございますように、水田営農対策推進の基本的な考え方ということで、先般12月、さらには1月に市町村段階で説明させていただいたところでございます。

この営農対策推進の基本的な考え方の中では、



まず上のほうでございますけれども、1)と2)にございますように、「商品価値の高い売れる米づくり」というものを引き続き進めていくということと、あと、「地域振興作物」の定着・拡大ということで、米をつくる部分と米以外の作物を組み合わせた生産性の高い水田農業の確立に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

にございますように、「商品価値の高い売れる米づくり」の中では、気象変動に強い、安定した生産体制の構築であったり、生産コストの削減と、こういったものに取り組んでいきたいというふうに考えてございますし、また、の米以外の「地域振興作物」の定着・拡大、この中では「水田フル活用ビジョン」というものを、今後、市町村段階で策定していただくこととなりますけれども、その中で位置づけられた振興作物の定着・拡大を推進していききたいというふうに考えておりました、その中でも加工用米、例えば、さらにはWCS用の稲、それとあと飼料用米ということで、大きくはここに掲げてありますような品目を推進していききたいというふうに考えてございます。

特に、飼料用米につきましては、畜産農家での利用拡大というものを図りつつ、多収性の品種というものの導入を進めていながら、しかも、市町村の基準単収を上回る収穫量が見込める圃場について推進を図っていききたい、確実に8万円以上の助成がとれる圃場で推進をしていききたいと、そういう手法を確立していききたいというふうに考えているところでございます。

17ページでございますけれども、先ほどの加工用米でございますが、特出しということで掲げてございます。

県内の焼酎メーカーでは、いわゆるかけ米と

して加工用の米が2万3,000トンほど需要があるというふうに推定されてございます。こういったものにつきまして、計画的に生産拡大をし、供給をしていくというような体制づくりを目指していききたいというふうに考えてございまして、米印にありますように、平成26年産は680ヘクタール、3,200トンということで、各市町村ごとに一定の目安となるような数字を配分させていただいたところでございます。

現在、これを一つの目安にさせていただきながら、各地域での推進が行われているというふうに考えてございます。

また、3番目でございますけれども、産地交付金の活用ということで、本県に対しまして、産地交付金といたしまして、昨年よりも約3億円ほど多い8億7,000万ほどが配分されてございます。これにつきまして、先ほど申し上げましたように、ということで県段階に加工用に米に対する支援分として1億7,000万ほど使わせていただき、それ以外の部分につきましては、地域段階にそれぞれ配分させていただいたところでございます。

これら交付金等を活用しながら、「水田フル活用ビジョン」に基づく生産振興というものを取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。

河野農村整備課長 農村整備課です。

委員会資料の18ページをお開きください。

「多面的機能支払制度の概要について」であります。

多面的機能支払制度は、日本型直接支払制度のうちの一つの制度として創設されるものであり、まずは、日本型直接支払の概要について、

説明させていただきます。

1の日本型直接支払の概要についてですが、農業・農村は、国土保全や水源涵養などの多面的機能を有していますが、高齢化等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、地域資源に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されております。

このため、産業政策と車の両輪をなす地域政策として、多面的機能の発揮のための地域活動等を支援し、多面的機能の適切な発揮とともに、担い手の育成等の構造改革を後押しするものとして創設されるものであります。

2つ目の丸にありますように、平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行い、平成27年度から法に基づき実施するとされており、また3つ目の丸にありますように、5年後に制度の定着状況等を検証し、施策に反映するとされております。

現行制度と日本型直接支払の関係は下の図のとおりであり、一部活動の追加等はありませんが、現行の農地・水保全管理支払の共同活動が農地維持支払の基礎的保全活動と資源向上活動の共同活動に、また、現行の農地・水保全管理支払の向上活動が資源向上支払の長寿命化に移行するイメージとなります。

なお、中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援は、現行制度が維持されます。

次に、2の多面的機能支払制度の概要についてであります。

地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであり、活動組織は、取り組む内容を話し合い、活動計画を策定し、市町村と協定を締結するこ

ととなります。

19ページをごらんください。

(1)の農地維持支払については、活動内容として、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動と保全管理構想の作成の双方に取り組む必要があり、活動組織は、現行の農地・水と異なり、農業者のみでも可能とされております。

また、対象農地は、農振農用地以外に、地方公共団体が必要と認める農用地も対象とされております。

(2)の資源向上支払については、活動内容として、水路や農道等の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動が対象であり、活動組織は、現行の農地・水と同様に、農業者以外に地域住民を含めた組織となります。

(3)の交付単価については、それぞれの活動ごとの地目別の交付単価は下表のとおりであり、例えば、田では、農地維持支払が10アール当たり3,000円、資源向上支払の共同活動が2,400円、長寿命化が4,400円であります。

なお、国、県及び市町村から、それぞれ県の協議会を通じまして、各活動組織に交付されることとなります。

なお、表の下にありますように、農地・水保全管理の5年以上継続地区等では、の共同活動の単価が75%となり、米印の1のように、の共同活動はの農地維持支払とあわせて実施する必要があります。

また、米印の2のように、及びの長寿命化に取り組む場合には、の共同活動の単価が75%となります。

説明は以上であります。

岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

右松委員 農地中間管理機構について、お尋ねします。政府の成長戦略の政策の中で農地集約も、柱となっており、そのために、26年度当初と合わせて700億円余の予算措置がされておりますが、過去に農地保有合理化事業というのがありまして、そのときにその成果というのが全国で年間で売買が8,000ヘクタールで、それで貸借が1万4,000ヘクタール、その程度であったわけですね。

今回、スキームは上がったんですけども、本当に県がこれがやっていけるのかどうかというのは、非常に懸念を感じています。その中で、これは11ページで、国からの各都道府県に提示されてる集約の面積でありますけれども、年3,160ヘクタール掛ける10カ年ということでございますけれども、果たしてこれが、先ほど担当室長が極めて厳しい数字だと言われておりましたけれども、これが果たして可能なのかどうか、まずそこから伺いたいと思います。

大久津連携推進室長 委員御質問のとおり、今回、国のほうから機構事業を活用して90%、これは各都道府県、全国一律でございますけれども、北海道を除いて90%目標達成ということで、かなり厳しいハードルでございます。

今現在、県内では、実績は保有合理化事業での貸借売買、それと3条申請と一般的な相対の手續等によりまして、年間約1,000ヘクタールほどが集積しております。それを3倍という形になりますので、かなりの業務なりハードルが高い、また、先ほど申し上げましたように、本県では県内の作目がいろいろ多岐多様にわたっておりますので、こういったものを集積するとな

りますと、そういったゾーニングのための話し合い活動とか、ハウスの移転とか、いろんな支障もございます。そういった部分も考えますと、かなり難しいことだろうと思っておりますが、本県といたしましては、この事業を活用するために、まずはそういう地域地域の実情に合ったモデル事例、これをしっかりつくって、それでの成果なり課題を検証しながら、ほかの地域にどう波及させていくか、こういうことを来年度しっかりやって、本格的な活動を次年度ぐらいからやれるようなシステムで仕組んでいきたいと考えております。

右松委員 現状のみ、本県の農地集約の面積を伺いたかったのがありますけれども、1,000ヘクタールということで、思ったよりか、余りにもひどいということじゃないのかなというふうには感じてはおります。ただ、12ページの推進体制を見ますと、やはり、言い方はちょっと厳しいかもしれませんが、県の、悪い癖という言い方は語弊があるかもしれませんが、やはり市町村にどうしても丸投げをして、市町村が一番近いからそこで、これは防災もそうでありますけれども、私はそういうふうに見えるわけなんです。

実際として、県がどのように、これに対して対策を講じていくのかというのが、私は、例えば熊本県でありますけれども、熊本県は2012年が1,780ヘクタールを集積しています。これが、今年度は2,100ヘクタールということで目標設定を置いてるわけなんですけれども、ここは、蒲島県知事が先頭に立って、農地集約に向けて働きかけてるんですね。

で、CMとかでも、ぜひ、蒲島に農地を貸してくださいというような形で広告を打っているわけでありまして。

熊本県は、農地集積における推進本部を発足させておりました、県と、それからＪＡと農業委員会を本部に集めて、そして、重点地区を最初20地区設定しています。現在は42カ所までふえておりました、来年度までに100カ所、重点地区を設定する。

それから、県独自の交付金制度も設定をするわけなんですね。加えて、あとやはり農地の出し手と受け手のマッチングですよね。本当に、どういう情報がしっかりと、先ほどのシステムの農地台帳電子地図システムの有効活用とありますけれど、これだけでは、当然、誰が農地を売りたいのかというのがわからないわけですから、それはやはりマッチング、仲介する人たち、これが農地集積専門員というのを設定してるわけなんですね。そういうふうにしっかりと施策を、農地集約のためにいろんな施策を打ち出してるわけなんですけど、本県の現状をちょっと教えていただければと思います。

大久津連携推進室長 これまでの農地の集積活動につきましては、市町村等の農業委員会を中心として、また保有合理化事業を含めて、県の農業振興公社、農業会議、こちらが三者一体となって連携してやっております。

また、県の公社と同一の業務を連携するという形で、県内には全ＪＡに円滑化団体という形の仕組みで、これはほかの県にない、全農協が参画していただいて、そういった円滑化団体での農地の組合員からの集積活動、こういったことも積極的にやらせていただいております。

ただ、熊本は宮崎の農地の倍近くございますので、そういった部分の数字的なものはありますが、本県におきましても農地集積委員とか、今回も国に、これだけの活動をするにはマン・パワーが必要だということで、これについては、

国の10分の10で市町村とか、県の公社にも新たに人員配置できるようなシステムになっております。現在も数名は確保しておりますが、来年からは業務拡大に伴いまして各市町村、また、さらに公社にもそういった人員を拡充して、そういったマッチング活動、掘り起こし活動をしっかりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

右松委員 もう最後にしますけれど、やはり地域選定、モデル地区もこれから設定をするという中で、やはりかなり出おくと私は思います、正直申し上げて。それで、先ほど申し上げました、なぜ市町村に丸投げをしてしまうか、私、これはもうちょっと話がずれますが、防災関係でやはりある市議から、もう県は何もしてくれなかったということを目と向かって言われたんですよ。ですから、やはり今回の農地集積、別の話ですけど、農地集積に関しても、やはり県の顔がしっかり見えるような動きをぜひしていただきたい。税金の無駄な使い方は、絶対、これはやめてもらいたいと思いますし、そのためにはやはり対策本部なり推進本部を発足するとか、そういったことを積極的にやっていただきたいというふうに思っております。

大久津連携推進室長 今、委員おっしゃいましたように、この機構体制については、地域の事情に合わせて、また市町村なり地域としっかり連携するというところで、12ページにもありますように、各地域には県の出先機関、振興局等も一緒になってこういったチームをつくりながら、将来的にはこういったワンフロア化みたいなことも、市町村によってはいろんな、そういうような動きもでございます。そういった形で県のほうもしっかり連携して、こういったものを、

体制づくりをしっかりとやって、この事業がしっかりと使えるような形を考えていきたいと思っております。

右松委員 わかりました。

岩下委員長 ほかに何か御質問ございませんか。

鳥飼委員 公社ですよ、以前はプロパーの人もたくさんおられたんですけども、今はもうほとんどいない。再任用でちょっと残っているくらいなんですけど、これまでいろんな担い手対策とかいろんな事業が出てきたときに、公社にいろいろお願いをするというか、やってきてもらって、県の職員の方の出向というのも結構大きくなっているんですけど、こういう事業が始まると、かなり力を入れていかなきゃならないし、負担も多くなるということで、今、お答えにあったように、そういう強化を考えているということなんですけれども、抜本的に今後の農政のことを考えていくと、この公社が果たす役割というものが非常に大きくなってくるんじゃないかなと思っていますので、そういうことも含めて検討をしていっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

岩下委員長 別に。

鳥飼委員 いいです。

岩下委員長 お願いでございました。

中野委員 私はいつも思うんですよ。東北とか北海道を見に行くと、田んぼの広さ、これは、これだけ集約してやろうというのはやっぱり大規模でやってという話で、いかに効率上げて経費節減になるかという話よね。私は、宮崎で圃場整備を2反、3反でしよるとを、何で2反なんかですっとやろうかと昔から思っていて。今、圃場整備は3反、だから今の現状で2反、

3反という割合というのはわかっていますか。

（「つまり整備率やろ」と呼ぶ者あり）

うん。その2反と3反のね。

河野農村整備課長 委員、今おっしゃられたとおりで、現状、圃場整備におきましては、大体3反を標準にやっております。ただ、地域的にはやはり5反であったり1町というような区画も一部には見受けられるようでございます。現状、3反以上を標準にやっています。面積でいきますと、38%程度ということになります。

中野委員 ぜひ、やっぱりあっち飛びこっち飛びで、1枚2反、3反を30町、10町っていても何百枚をあっちこっちじゃない。これはやっぱり県としては集約できる2反を2つつけて4反にすると、そういう事業もやっぱり平行して入れんと、これは、いつまでたっても宮崎県はそんな、なかなか難しいっちゃねえかなと思っていますから、ぜひ、そこ辺を。効率が上がらんが、あっちこっち何枚も土地つくったってよ。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかに御質問ございませんか。

坂口委員 参考までに目標とした数値があればですけども、農地集約に関して規模拡大をしていくということですよ。で、これは産業として成長の定義がどうなるんかわからんけど、産出額が高まるとか、成長には一定のイメージ的なものでもいいし、定義的なものでもいいんですけど、産業が成長するという一つの目標、こういうことを達成するというのがないとだめだと思えるものですから、規模が拡大していけば当然経営体数は減るわけですよ。産業が成長していけば、農業就農者というんですか、労働力、これもかなり合理化されていく。そうなったとき余剰人員というものが出てくると思うんですよ。この受け皿は総合政策部としてどう

着手させようとしているのか、セットでやられているのか、単なるもう経営者を減らしていった規模を拡大していったから、そこが何とか産出額をふやせばいいわというものじゃ、これはだめだと思うんですね。だから、そこんところがトータル的にどういうぐあいな目的を持って進められているのか、これはどうなっているんですか。

鈴木農政企画課長 今、委員の御指摘のとおり、大規模化を進めて、産業としてレベルアップしていくことによって人も少なくなるというようなこともあると思います。ただ、現状では、うちの県では毎年300人ぐらいの新規就農者があるのに対して1,700人、約2,000人ぐらいの、リタイア農家といいますか、リタイアしていく就業者がいらっしやいます。

そういうペースを考えますと、こういう言い方がいいのかわかりませんが、大規模化をして集約化していかないと、どんどん産業全体のパイがちっちゃくなってしまおうというようなこともありますので、今、委員おっしゃるのは、多分、一つの経営体が大きくなれば余剰人員が出てくるというような方向の御指摘だと思いますけれども、逆にそういう方向になるにはかなり頑張らなくて集約しないと、そもそもやめていく人が非常に多いもんですから、そういった意味でその産業の規模を小さくしないようにという観点を第一にやっていきたいと思っております。

それで、それがうまくいって、さらに、本当は農業に従事しているんだけれども、なかなかその入れない人たちに対してはフードビジネスとか、そういう方向で人が有効活用されるというのはあると思っているんですけれども、まず農政としては農地の集約化とか、規模の拡大を

通じて産業全体を維持していくというのが、まず第一の目標になるかなというふうに思っているのが正直なところでございます。

坂口委員 それじゃだめだと思うんですね。成長産業といって新たな、ここを成長させていこう、それは最終的にやっぱり究極は、人が流出するのを防ごう、人口減少をとめ、過疎化をなるべくとめていこうとか、高齢化を抑制していこう、そのためには外に出ていった人、自然消滅していった、そこを耕作する人もいなくなったし、飯が食えなくなった農業、それを食えるようにして、それは経営体として食う人、これは企業になっていくかもしれません、農家じゃなくって。ただ、そこに人が残らなきゃだめなわけですよ。生産だけが上がればいって、生産が目的じゃなくてそこで人が暮らす、で、地域を維持する、だからこういった多面的機能もお金を出してまでやんなきゃならん、そういったものがまた一方で損なわれちゃ、これは成長産業じゃないわけです。単なる合理化、規模拡大ですよ。

だから、それは目的を持たなきゃだめだと思っただけですよ。単なる今までの農業政策をやっていって、もうどうしようもなくなったからもう農家が減ってもしようがないじゃないかと。農家でやれなきゃ企業にやらせりゃいいじゃないかということ、それは成長産業じゃなくして目的がないと思うんですね。だから、それじゃだめ、やり直さなきゃ。

やっぱり、将来、何人そこに若い者を残すんだ、人口構造をどうやっていくんだって、そうやって高齢化率を、何年ごろにはどこまでとめていって、今度は確保させていくんだとか、人口流出は、せめて過疎はとめるんだというのがなきゃ、中山間地域対策だってこれ、何も

打たれてないですよ。

とにかく補助金を出して何とか水路を確保しようやというような、そんなんじゃ、小手先じゃだめだと思うんですよ。何のために、我々、特別委員会をつくったのか、何のための成長産業として、今度は新たな成長分野だというんだから、飯が食えなくなっているのを食えるようにするというんだから、新たに成長させると。そんないいかげんなことじゃ、僕はだめだと思うんですよ、目的を持たなきゃ。

鈴木農政企画課長 先ほどの説明、舌足らずだったかもしれませんが、私が申し上げたのは、まず狭義の意味での農業としてパイを維持するのがまず第一の前提になろうということをお願いしておりました。その上で、委員がおっしゃったように、農業だけが生きて地域の人が減っていくとか、雇用がないとか、そういう状態じゃだめだというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っております。

今、国のほうの政策も、農地中間管理機構にしても米政策の改革にしてもそうですけれども、産業政策としての打ち出しというような色をはっきりつけております。一方で、地域政策というのは、今回、日本型直接支払というのは入りましたけれども、まだまだ足りないものだというふうに思っています。

特に、地域政策は地域ごとのやり方というものもあるんでしょうから、国一律の施策じゃなくって、さらに県の中でも地域政策をどういうふうにしていくか、あるいは雇用を生み出すという意味でフードビジネス、ちょっと話が飛びますけれども、フードビジネスという考え方で今進めているところがございますので、決して私の説明で雇用とか、そういったものを無視して農業だけが生き残ればいいみたいな感じではない

ということを御理解いただければというふうに思っております。

坂口委員 そうじゃなくて、3,000ヘクタールを集約して行って10年間やるというわけでしょう、3万ヘクタール。10カ年の目標の中には何人残すんだとか、フードビジネスはどこまで立ち上がっているんだとか、それで産出額はどれだけ高まって、やっぱり県内総生産が上がるんだというものがなければ、10年やってみて、何とか耕作放棄地がなくなるのを防ごう、それを見て、それからその先のことは考えますよではだめですよ。

多面的機能といたって、これはその理屈の上では立派な考え方ですよ。しかし、これはあくまでも小手先ですよ。何とかこれで人が減らなくても、あるいは何とか水が下まで、川下に流れなくなると、そんな小手先ですよ。今はどうしようもないから、じゃ、これを何とかいろんな名目つけて金を出して、そこに残ってもらおうやで、これもいつかなくなりますよ、こんなものも、できなくなりますよ。

だから、そのときに、成長産業というんだから、自前で完結できる産業として農業を育成していこう、もう一回農政をやり直そうということだから、10カ年様子を見ていて、それから考えますじゃだめですよ。とにかく、先細りするのをとめますというぐらいじゃ、そんな消極的なことじゃ、僕は成長産業っていう、大体、そういった、何ですか、標榜すること自体がおこがましいと思います。

永山総合政策部次長（政策推進担当） 御指摘がありましたとおり、人口が減少する、流出が続いていく中で宮崎県をどう維持するのかということについて、そういうことがメインとして20年ビジョンというのを描いています。その

中でしっかり成長産業を位置づけていこうということで、復興から新しい成長へということでも出しましたけれども、フードビジネス、メディカル、エネルギー、あるいはその中でも中小企業振興とかいろんな対策も打ちました。

その中で、フードビジネスについて、それをつくった時点では農業を支えていくために、やっぱりフードビジネスということが必要じゃないかということが基軸になって、そこにも雇用を生み出していこうというふうな考え方でやっています。それは続けていく必要があると思いますが、今回、この中間管理機構の創設ということで農地を集約化して、そこで、委員がおっしゃるように、働く人たちがどうなるのかという観点は当然やっていかなければならないと思っています。

トータルで言えば、やはり宮崎県は農業を中心に、農林水産業を中心として、地域をつくり雇用をつくっていくということが必要な県だというふうに思っていますので、今、現時点でどこまで明確に目標を設定していると言われると、そこまではございませんけれども、こういうシステムが始まって、それが宮崎県の地域に資するような形でどう動いていくべきなのかということについては、農政水産部としっかり話し合っていて、総合政策部として総合計画とそごがない、掲げているものとそごがないような形で進めていく必要があるというふうには認識しております。

坂口委員 はい。いいです。

岩下委員長 はい。

ほかに。

徳重委員 中間管理機構の中で、先ほどから出ておりますが、農地集積を3,000ヘクタールずつ10年間ということ、それぞれ計画されて進

められると思うんですけど、集積するということは、それだけ規模を大きくしていかなきゃならない、小さい1反も2反もの区画では仕事にならないと思うんです。

その中で、皆さん方のこの計画と農地整備、土地改良ですね、そういったものとリンクしてやっていく必要があるんじゃないかなという気がするわけですね。そうすることによって理解をいただける、個々の農家に相談するというのもそれはそれで可能かと思うんですけど、そういう土地改良なりして面積を広めると、協力してくださいというような形の中で、いや、そしたら、もうちはいいですよ、というような形で、土地改良との関連がこの集積の中で行われる可能性があるのかどうか、そういう計画が10年間の中に幾らできているのか、ちょっと教えてください。

大久津連携推進室長 この中間管理機構の取り組みについては、今現在、この機構を設置するための基本的な考え方等を、土地改良事業連合会とか、いろんな関係機関とも一緒になりながら、どういった連携組織、また協力体制、事業の連携がどううまくできるのかというのを今議論させていただいております。

3月末までに指定するというので、その方策の中でいろいろな課題を見つけながら、機構運営についての具体的な仕組みづくりは3月末までに、いろんな関係機関の御意見をいただきながら体制づくりをやっていきたいと思っております。

当然、基盤事業については11ページにございますように、ここの中間管理機構の集約化の一つの基本的な大きな事業として、この基盤整備というのはございます。従来の、単なる基盤整備をして、その後、用途、担い手をどうするかとか、産地づくりをどうするかとか、そうい



う話ではなくて、今回はこの機構事業をうまく使って地域での話し合い活動、その中で担い手づくりと産地づくり、そして、先ほど出ました地域づくり、この3セットでどうしていくのか、こういったことをしっかり議論していただきながら、その地域地域に合った事業の組み合わせ、やり方というのを、今後、個々に検討しながら、この機構事業を活用して推進してまいりたいと考えております。

徳重委員 今おっしゃったこと、そのとおりだと思うんですけど、問題はその基盤整備ですよね。基盤整備を組み合わせしていくということになると、相当なお金がかかるわけですね。時間もかかります。1年でできることじゃないと、こう思うんですよ。これを早く立ち上げないと、話し合いだけしてて、形はできた、それからとなると10年やそこらでできる相談じゃないと思うんですよ。

もうこうして決まった以上は、一日も早くそういう計画をしっかりとつくっていただいて、早くそういう体制にのせていただきたい。果たしてその基盤整備事業がリンクしてできるのかどうか、可能性があるのかどうか、ちょっと整備状況を教えてください。

宮下農村計画課長 農村計画課長でございます。委員御指摘のように、やはり農地の集積を行うのに、一番その集積が行われるのは基盤整備を行うときでございます。全国的にも、基盤整備地区では80%以上の集積が現時点でもなされているというふうな統計もございます。

その中で、私ども、基盤整備担当部門でも、県の予算、国の予算等も含めて、おこなっている基盤整備を進めていくということで、10年計画等を立てて着実に進めていくという計画ではございますが、この中間管理機構が集積するとい

うことで、一挙に、全てのこの3,160ヘクタールの中に、全て基盤整備を入れていくということはなかなか難しいということがございますが、集積が図られるのであれば、積極的に基盤整備を進める予算等も確保していきたいというふうに考えております。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

執行部の皆さんは御退席いただいても結構でございます。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

---

午前11時7分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においでいただきました。早速でございますが、木質バイオマス資源の安定供給体制づくりに向けた取組について、御説明をお願いいたします。

堀野環境森林部長 環境森林部でございます。

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の特別委員会資料の表紙をごらんください。

本日は、御指示のありました木質バイオマス資源の安定供給体制づくりに向けた取組について、御説明させていただきます。

木質バイオマス発電施設につきましては、現在3カ所で工事が始まっており、林業の振興や雇用を含めた地域経済の活性化等に大きな効果があると考えております。

今後、燃料の安定供給体制が重要となります

ので、その体制づくりに向けた取り組み等について、御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

岩下委員長 ありがとうございます。

河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。

資料の1ページをお開きください。

木質バイオマス資源の安定供給体制づくりに向けた取組について、説明をさせていただきます。

まず、1の木質バイオマスの発生量と利用状況であります。県内には年間87万気乾トンの木質バイオマス資源が発生しており、最もバイオマス利用の対象として期待されております林地残材は57万気乾トン。水分を含んだ生の状態で77万トンであります。

次に、2の未利用材等木質バイオマスの需要見込みであります。既設の木質ペレット製造施設、それに既存の発電施設と国に設備認定申請を済ませております新設の発電施設を合わせまして、これらの施設が県内から調達する林地残材の合計は、表の一番下にありますように、約37万トンでございます。計算上は対応できる資源量でございます。

次に、3のバイオマス発電施設の燃料調達の仕組みであります。仕組みのイメージ図をごらんください。

発電事業者は集荷主体と価格や供給量に関する内容について、同意した上で取引協定を締結し、安定的に燃料を確保します。

一方、集荷主体は個々の出荷者に価格を提示した上で、量の取引協定を締結し、協定に基づき、燃料を安定的に集荷いたします。

下の表には、新設が予定されております4つの施設につきまして、具体的な燃料調達に向けた取り組み状況を記載しております。

まず、グリーンバイオマスファクトリーにつきましては、集荷主体である県森連が責任を持ち燃料を供給することとなります。

既に、県森連は素材生産業者等41事業者の出荷者と協定を結んでおりまして、出荷者は都農町の発電所のほか、日向市や宮崎市の原木流通センターで受け入れる計画となっております。

また、宮崎森林発電所につきましては、直接、素材生産業者12事業者と協定を結んでおり、必要量の6割を自社のチップ工場で受け入れ、残り4割については、伐採現場に移動式チップperを運んで、現場においてチップの形で集荷する計画となっております。

また、王子グリーンエネルギー日南の集荷主体は王子木材緑化ですが、既存の県内外の関連のチップ工場の供給ネットワークを通じて協定を結んだ、チップ製造業等46の事業者から燃料を集荷する計画となっており、チップ製造業者に協力する、素材生産事業者を含めると150者程度の集荷体制となっております。

また、中国木材につきましては、県森連が集荷に責任を持ちますが、燃料の多くは製材端材を使用する計画となっており、これらの製材用原木を含めて協定を結んだ森林組合等9事業者から集荷する計画となっております。

次に、右側の2ページをごらんください。

4の木質バイオマスの買取価格ですが、県内において、グリーンバイオマスファクトリーと王子グリーンエネルギー日南が買取価格を公表しておりますが、売電価格1キロワット当たり32円となります。間伐材や森林経営計画対象森林、保安林、また国有林から出材されました木材に

つきましては、グリーンバイオマスファクトリーが1トン当たり7,000円、王子グリーンエネルギー日南が6,000円、キロワット当たり24円の製材残材やその他由来の証明が可能な木材につきましては、それぞれ6,000円と4,000円となっております。

なお、米印にありますように、グリーンバイオマスファクトリーは発電所着の工場買取価格で、県森連はこれから必要経費を差し引いた額を出荷者から買い取ることとなります。

また、王子グリーンエネルギーの買い取り価格は、燃料受け入れ場所であります関連のチップ工場の買い取り価格でございます。

また、点線の枠の（参考）に書いておりますように、FITの売電価格1キロワット当たり32円のときの燃料単価につきましては、経済産業省が設置した調達価格等算定委員会の含水率40%の木質チップ1トン当たり1万2,000円がもとになっております。これを発電所が買い取る含水率50%の場合で試算いたしますと、熱量費で換算しますと、含水率40%の場合の約77%に相当しますので、1トン当たり9,200円となります。

これは、木材チップの価格でありまして、業者から聞き取ったチップ加工費は1トン当たり2,000円から2,500円とのことありますので、仮にこれを2,200円といたしますと、グリーンバイオマスファクトリーのようにチップ工場が発電所に併設されてる場合は輸送費がかかりませんので、木材の価格は1トン当たり7,000円となります。

また、王子グリーンエネルギー日南のように、チップ工場から燃料を購入する場合には、輸送費がかかりますのでこれを1トン当たり1,000円と仮定しますと、木材価格は6,000円となります。このことから、両者が示している価格について

はおおむね妥当な価格と思われま

す。次に、5の県の取組状況ですが、（1）の連絡会議や地域協議会の設置等につきましては、林業関係団体や森林組合などから成る連絡会議を開催し、木質バイオマスの供給等について情報提供や意見の交換を行っております。

また、県内を網羅する形で行政や森林組合、森林所有者などから成る5つの地域協議会を設置しまして、地域における供給体制や山元への利益還元の仕組みづくり等について検討しております。

具体的には、市町村や森林組合に対して、山元へ利益還元できる取組への協力要請を行うとともに、森林所有者等の林地残材利用への取組意識の醸成、また収集運搬に必要な中間土場や資機材等の導入への支援などを進めております。

下のほうに、小規模な森林所有者等が参加する収集運搬のイメージを示しておりますが、図の にありますように、分散している小規模な林地残材を林内作業車などで集めまして、 のとおり、軽トラなどで中間土場まで運搬します。

の中間土場においては、林地残材の買取価格に応じた証明と分別管理を行い集積をいたします。集積されました林地残材につきましては、 にありますように、森林組合等が大型トラックで発電所の燃料受け入れ場所へ運搬することになります。

次に、3ページ、一番最後のページでございます。

（2）の木質バイオマスの運搬・加工等に必要な施設整備への支援につきましては、収集・運搬施設としましては、作業路等の路網や運搬用のトラック、積み込み機械、トラックスケールなどを、また加工施設としましては、木材チップパー、チップ保管庫、貯木場などに対して支援

を行っているところでございます。

また、(3)の国有林との連携につきましては、九州森林管理局に対して「システム販売」を活用した木質バイオマスの供給に加えまして、間伐箇所を対象とした立木販売や林地残材の販売など、さらなる取り組みを要請したところでございます。

最後に、6の課題であります、(1)の林地残材の安定的な供給につきましては、路網や機械整備等による採算性の確保や運搬手段の確保と効率化、また出荷事業者の掘り起こしと確保があります。

また、(2)の山元への利益還元につきましては、小規模な森林所有者が中間土場まで直接収集運搬する仕組みの構築や、中心的な役割が期待されます森林組合の体制づくりなど、課題があります。

こういった課題につきまして、今後、解決できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

岩下委員長 説明ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

中野委員 2ページ一番下の図、小規模・分散している林地残材、これからずっと、例えばこの発電所設立まで補助金等はどうなっていますか、支援策、行政の。

河野山村・木材振興課長 現在、補助制度としてありますのは搬出間伐に対する支援がございますし、一つには林内作業車に対する補助とか無利子融資がございます。

以上でございます。

岩下委員長 ほかに御質問ございませんか。

中野委員 関連で。私は、バイオマスは反対じゃないんだけど、今まで私が見たところで一応、組合、製材所、そこも残材を使って発電するのに、施設が4億円ぐらいかかれば、2億とか補助金が出ているわけですよ。そして、その電気はどうするかというと売電じゃなくてその製材所の中で使うだけの話。私は、バイオマスはいいけれど、しっかりやっぱりこの補助金とか、そこ辺を含めて、説明するときはぜひしっかり。やり方としては自然エネルギーというか、CO<sub>2</sub>は出すけれども、いいと思うんだけど、かなりやっぱりその間伐出す前の補助金も含めて、私は、これ、逆に森林対策じゃないかという気がするんですよ。ぜひ、そこ辺も含めて、説明する場合はお願いします。

岩下委員長 ほかにございませんか。

鳥飼委員 この間、前回のときにこの木質バイオマス資源の雇用の部門についてお尋ねをしたんですけれども、これ以外で木質バイオマス発電を立ち上げるとか、そんな動きというのは現状ではないんですか。

河野山村・木材振興課長 発電事業に対して計画されている箇所については、現在、具体的には串間に1件ございます。

鳥飼委員 串間に。それは木質で、規模的にはどんな感じなんですか。

河野山村・木材振興課長 木質専焼でして3,000キロワットと聞いております。

鳥飼委員 発生量で見ますと87万気乾トンですから、ということで、まだまだ容量としてはありますよということで、手を挙げるところがあって、しっかりしたところがあれば応援していきますよという体制なんですよ、環境森林部としては。

河野山村・木材振興課長 先ほど説明しまし

たとおり、77万生トンございまして、数字上は供給可能でございます。今、4つの施設についても協定が結ばれていて、数字上は確保されております。

ただ、一旦動きますと、発電所が継続的に動くためには安定した供給量というのは必ず必要になってまいりますので、県としてはいろんなコスト縮減とか、例えば、集荷範囲が拡大できるような資機材等の整備に対する支援とか、そういったことに取り組んでまいりたいと思っています。

鳥飼委員 わかりました。木質バイオマスについては、大体、そういう、今言われましたのでわかりますけれど、そのほか、直接、環境森林部と関係ないんですけれど、畜産廃棄物もかなりな量がありますから、そういう面とか、この新エネルギーの中で雇用をどれだけ生み出していけるかというようなことで、今後、やはり県全体として取り組んでいっていただきたいなという思いがあります。どうもありがとうございました。

坂口委員 現状ですけれども、買い取り価格のところ、6,000円、7,000円という価格設定をされているけれど、これで、今の条件でどれぐらいの場所まで搬出できますか、採算的に。その70万立米の中のどれぐらいを見込んでいるんですか。

河野山村・木材振興課長 収集運搬については、主伐する場合と間伐する場合があるかと思えます。今、事業者等から聞き取りしている場合では、やはり主伐する場合には、全幹集材の方法もございまして、それは1カ所にバイオマス資源も集まってまいります。それで、今は高性能林業機械を使いますので、自走式で行く場合も道端に、主伐する場合には集まる。

ですから、集荷については可能だというふうに言われておりますけれども、問題といたしますが、現状の切り捨て間伐の場合には散在しておりますので、50メートル範囲だとかだったら採算に合うとか、そういった言い方をされておりますけれども、今後、バイオマス資源に活用することを念頭に間伐を進めていきますと、もちろん路網の整備も必要ですけれども、列状間伐をやって、高性能林業機械のスイングヤーダーという機械があります。これは、間伐材を搬出するときに威力を発揮する機械なんですけれども、そういったものを使いますと、かなりの間伐部分でも集荷が可能だというふうには考えております。

坂口委員 そういう手段もなんですけれど、端的に、地主さんに何ぼか現金が入れば出しますよね。手出しでは出さないですよね。だから、そこですよ。採算性から見たとき、今の条件でどれぐらい、何割ぐらい採算が合う、だから、山主に、木の持ち主には1,000円でもくれれば出すわとか、いや、俺は500円出してまでは出さないと、その分岐点がどれぐらいなのかということですよ。

河野山村・木材振興課長 先ほど説明をしました、林家がみずからやる、集荷する取組をちょっと試算してみますと、軽トラで1日5回程度出して、月に3回ぐらいそういった作業をやりますと、大体、軽トラ1台当たりで1,400円程度残るかなと。それを年間通じてやりますと25万から30万程度は林家に落ちるのかなというような試算はいたしております。

坂口委員 それはどの場所ですか。うちの山と、それからもう熊本県境の山とでは当然違ってくると思うんですよ。

河野山村・木材振興課長 場所については、

これは考慮しておりませんけれども……

坂口委員 いや、公表しろとかそういうことじゃなくて、例えば、新富町の里山の材だったら当然合うものですよ、6,000円でも。しかしながら、8,000円もらっても合わないような県境あたりの山もあるわけですよ。だから70万立米全てが出るんじゃないかって、その中の大体どれぐらいのところまでは今の条件なら出せば、汗かいた分は返ってくるだろうと、そうなれば経済的に成り立つだろうと、出すことで。それはどうなのか。その、プライバシーをどうのとか、そんな秘密を出してくれとかいうんじゃないんですよ。

河野山村・木材振興課長 私が言いました金額については、地域的なものは考慮していないということでございまして……

坂口委員 だから、考慮してくださいと言っているんですよ。それは成り立たないですよ、そんなことじゃ。経済だから。だから、そのところはまだ全然考えずに、6,000円、7,000円という協定を出しているということですか。

河野山村・木材振興課長 先ほど、私、50メートル以内であれば搬出される可能性が高いというふうに言いましたけれども、これを50メートル以内に賦存してる資源量をちょっと計算してみますと、本県の路網密度は36.8メートルございまして、これからしますと約6割程度は採算的に合って搬出されるものというふうには考えております。

坂口委員 そうなりましたときに、成長するものと搬出されるものとの消費と蓄積ですよ、それから基盤整備ですよ、それを考えたときに、将来に需給バランスがどうなるのか、つまり価格設定がどうなるのかということですね。買い手市場でもだめ、売り手市場でも成り立た

ないですよ。だから、そこらはどう見通されていくのか。

だから、競争性を導入して一つのエリアに2者ぐらいの売電業者が入らなければ買い手市場になってしまうのか、それとも1者あっても売り手市場になってしまって、燃料の確保自体が難しくなるのか、こんないいかげんなことでは、こういった公共性の高い事業というのはだめだから、もうちょっとやっぱり、今の話を聞いていると需給バランスとか価格設定の、担保というんでしょうか、両方が採算が合うというようなものがないと、経済行為の中でのそういった見通しはどうなっているんですかということをお尋ねしているんです。

河野山村・木材振興課長 買取価格につきましては、もちろん、発電事業者と集荷の責任者がコストとか収益を考慮した上で話し合っただけで決めるということになります。

ただ、先ほどから言っていますように、売電価格が1キロワット32円というところから出発してしますので、おのずと原木を買い取れる価格というのは決まっています。ですから、その中で、確かに、複数の発電事業者の買い取り価格、若干違うことが出てくるかもしれませんが、ただ、その中では買取価格というのは3カ月程度で見直すというような取り決めもされているようにございまして、おのずと決まっていくなかというふうには考えております。

坂口委員 おのずと決まっていくなですよ、これが需要対供給で、市場原理の原則で。だけど、これは持続できなきゃだめだということで、ある程度の競争性が確保されていなきゃ、買い手市場になっても要らないよというようなことでも、これやっぱり山をどう守っていこうかと、林業をどう育成していこうという視点からでは、

これはもうだめなことです。

ただ、そちらが強くて何ぼじゃなきゃ売れないよとって、電気がとまるようなことでもだめなこと、非常にバランスが難しいですよということを言ってるわけですね。

で、今6割ぐらいしか搬出できないと言われてはいるけれど、とんでもない。4割、3割しか、僕は今の6,000円単価ぐらいだったら出てこないと思うんですよ。でも、それを出さなきゃだめだから、だから、そのためにはやっぱり基盤整備をやっていく。そうすると、当然コストが削減されますから、コストが安くなるからもうちょっと奥まで出てくるようになるけれど、それで過剰になってもだめだけれど、今度はそこが経済林として成り立つようになれば、次の植栽が行われるわけですよ。そうすると、次のまた成長があるわけですよ。だから、需給のバランスというのが物すごく難しいと思うんですよ。難しいけれども、これを持続して、この契約はやっぱりずっと続いて、発電が続けられなきゃならないということについての、そういった、計画というんでしょうか、トータル的な。それで、それを担保するような仕組みというのがどう確保されているのかということを知っているんです。

極端に言ったら、これ、20年後、30年後も続けなきゃだめだけれど、その見通しを立てているのかと、少なくとも燃料の供給と確保についての見通しはどう立てられているのかと、その裏打ちの政策的なもの、あるいは施策的なものはどう講じようとしてされているのかということをお聞きしているんです。

河野山村・木材振興課長 委員おっしゃいますように、一旦動き出しますと20年間はこの発電事業が継続されていくことになります。それ

で、稼働していくためにはやっぱり安定的に燃料が確保、供給できないといけないわけですから、県としましては、やっぱりそういった安定的な供給、そして、コストに見合うような適正な取引が継続されなければいけないというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました、連絡協議会とか、そういった場を通じて情報提供とか、安定供給のためのいろんな支援、これを行ってまいりたいというふうに思っております。

燃料の確保につきましては、一義的には供給協定者の発電事業者が責任を持ってやるべきというふうに思っておりますけれども、県としてもそういった安定供給の仕組みづくりについて、いろんな支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

坂口委員 それじゃ成り立たないんですよ。やっぱり山を売る人と電気を起こす買う人とが値段で合意できるか、できないかですよ。それは山を持っている人が出したって、汗かいた価値があるかないかって、そここのところでしか単価が決まらない。単価が決まらなければもう木材が集まらないし、だから、そここのところを、しかも、環境森林サイドからいえば、電気を起こすことに主を置くんじゃなくて、やっぱり山の経済が成り立つということを主に置かなきゃだめですから、そうやって木を育てれば確実にバイオマス発電の燃料として買ってもらえますよ、それで経営が成り立ちますよという、そのためにはどうやっていけばいいの。

だから、結論を言えば、発電所を2つずつブロックに入れて買い取りを競争させていくのか、採算性のぎりぎりまでですね。それとも1者で、ひょっとして過剰供給になればもう何ぼなら、持ってくれば、ただならもらってやるよという

ような、そういうことを、可能性をやっぱり開いておくのか、それはだめじゃないかということを行っているんですね。だから、そこんところを、そういう大きいその計画というものをどうやっているという、山をどう支えようとしているのかということですよ、このバイオマス燃料で。

これ、だって、あれでしょう。1者、1者違うわけでしょう、買取価格が。それで、法で定めて何ぼで買えというやつじゃなくって、そこが、うちは何ぼなら買いますよって、何ぼなら合いますよってそろばんをはじいて買い手が示すわけでしょう。そこで、いや、何ぼじゃないと出さないよというもので、そこで協議していかないと、何ぼなら買いますよで、好きな人持ってきてくれということになっちゃ、山は損するじゃないかと。今度は逆に、何ぼじゃないと売らないぞということになっても、今度は電力会社は成り立たないじゃないかということ。

けれども、これは公共性が極めて高いから、そこらはしっかりした将来目標と、それが実現できるんだ、確実に担保できるんだという見通しを持たないとだめですよということ。その間、そういった計画を持っているんですかということをお尋ねしているわけ。わかりますか、僕が言っていること。

岩下委員長 わかります。

坂口委員 それを言っているんです。

楠原環境森林部次長（技術担当） 今、委員おっしゃいました、具体的な計画というところまではまだ現実的にはありませんけれども、ただ、今、課長のほうから言いましたように、今、計画されている個々の発電施設についてはきちっと協定を確認し、確実に供給されるようにということまではきちっと確認しながら事業

を進めているというのは一つです。

それと、もう一つは、確かに、どこまで採算性がというのはあるんですけども、今、我々としては、使われてないのが生トンで77万ぐらい毎年出ているよというのがありますから、これをいかに山村地域でお金にするというのはもう、まさに我々が林業サイド、この発電という大きな需要ができましたので、これをもう、委員おっしゃいますように、きちっと20年、30年ずっと継続するためには、やっぱり安定供給はまず大事、そのためには、それでもうこのグリーンバイオマスも、王子も、特に県森連が絡んでいるのはもうこれまで何度となく価格交渉をやってきて、今、これに落ちついているというふうに聞いていますので、最低限これが採算に合う中で、これから、そういう意味では安定的にきちっと出ていく上で、我々としてはもう、最後の2ページの一番下にありますけれども、少しでも林家にお金が行くように、路網だとか、機械だとか、中間土場だとか、そういうのをきちっと支援してコスト削減ができる分、林家に少しでも所得がふえていくという仕組みをきちっと応援していきたいというふうに思っています。

坂口委員 当然、そこが願うところなんです。だから言っているんです。ただ、ストックがふえていく、それからコストが物すごく、今度は下がっていくわけでしょう、路網でも何でも、整備がなったり、高性能な機械が入ったり、あるいは搬出のためのトラックなんかもかなり大型化されてきたりとかなくなっていけば、軽四で出しているところが2トン車で出せる、コストが下がって、下がってればまた材料が集まりますよ。

供給過剰になれば買い手市場になっていく、



これはもう原理原則なんですよ、経済の。そうなったときに、立場的に弱いのは第1次産業なんですよ。これは、世の中見ればわかりますよ。やっぱり値段が自分でつけられないのが悩み事だってみんな言っているじゃないですか、農家でも林家でも漁家でも。

だけど、これはやっぱり自分で値段をつけなきゃ、買い手も買えないよという仕組みをつくってかないとだめだと、そのためには山サイドから言えば、少なくとも一つのエリアの中に2つの発電事業者がいれば、買い取りは競争してくれるわなって、価格は、高いほうに出しますよ。それと見合ったように、今度はストックしていく、成長していく山のこの、何ていうんですか、計画っていうんですか、そういうものを持って、過剰にそれ以上のものを出さないよというような計画を持っていないと、生産過剰になったら買ったたかれるという、少なくとも山サイドではやっぱり林家に金をもうけさせるという視点からのものがないと、これ、全然、そういったものが見えてこないというんです。

だから、とにかく70万立米を全部出してしまうということ自体も見えてこない。それから、価格を維持させるために買い取り側に競争させようということも見えてこない。そういった考え方はどうなっているんですかということをお聞きしてるわけですが。気持ちわかるんですよ。山に金もうけ……、もうけさせたいためには、経済だから原理原則にかなったものがそこに構築されないとそういうことは成り立ちませんよということ、経済は。だから、そういうことを考えておられるのかどうかですよ。生産過剰とか供給過剰になっていくような心配がこれを見ているとあるからですよ。

橋原環境森林部次長（技術担当） 委員の答

えになるかわかりませんが、この再生可能エネルギー、太陽光とかいろいろありますけれども、特にこのバイオマス、唯一、木質バイオマスは原料を必要とすると。そして、再生可能ですけれども、もう、委員も御存じのように、ある意味、無限なんだけどやっぱり有限であります。

そういう意味では、宮崎県、今、例えば、成長量、380万立方ぐらい、年間、これは国有林も含めてですけど、そのうち人工林だけ見ても320万ぐらい今成長しています。そういう意味では、例えば、ある流域で、特に過剰な分ですね、過剰に山が伐採されるというような分については、やはりきちっと、こういった資源量、成長量をきちっと把握しながら、その中で毎年どれぐらいが伐採されているかというようないろんな、監視といたしますか、チェックといたしますか、そういうのはこれから必要だというふうに思っています。

坂口委員 何かかみ合わなかったからね、もういいですけどね。

岩下委員長 じゃ、また検討をしていただくということでもよろしいでしょうか。

徳重委員 一つだけお聞かせください。この木質バイオマスの発電事業が県南では日南ですね、そして県北に集中してるような4施設を考えますときに、私たちの都城あるいは西諸、こういった、特に都城は製材業が日本一と言われるような、たくさんの生産量をしっかり誇っているんですが、そういったものが見えないんですよ。うちでやっても残材っていうのも相当出るんじゃないかなと思っているんですけども、これができない、どうして処理してるのかということと、近くで処理したら、この木質バイオマスができるんじゃないかなという気

がするんですが、皆さん方はどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

河野山村・木材振興課長 都城地区は製材業が盛んでございまして、大きな製材工場もございまして。先ほど申し上げました、王子製紙の発電所では、都城地区の大手の製材工場がかなり製材残材を供給するというような協定を結ばれております。

それと、林地残材につきましては、今、小林的ほうに宮崎ウッドペレットというのがございまして。ここの2の表に書いておりますけれども、ペレット工場は5万7,500使えますけれども、そのところに都城地区部、また小林地区の林地残材は運ばれているというようなことを聞いております。

徳重委員 発電事業をして採算がとれる可能性がある地域ですよ、皆さん考えられて。今はそういう形で出されていますわね。それよりも発電したほうが効率が高いんじゃないかと、また林地残材を集積できるんじゃないかというようなことになるんじゃないかなと、こう思ったところですけど、いかがでしょう。

河野山村・木材振興課長 都城にも民有林面積、国有林もございましてけれども、森林面積相当ありますので、そこから発生する林地残材は相当な量に上るかと思えます。

ただ、今のところ、ペレット向けしか今の諸県地区は消費、出口がございません。ですから、今後、王子が動き始めますと、王子向けに協定を結ばれております北諸の業者さん、いらっしやいますので、そちらのほうに回っていくというふうに考えております。

徳重委員 いいです。

田口委員 お聞きします。延岡の森林組合が

以前から、延岡にも旭化成がバイオマス発電をやっております、ぜひ入れたいという希望がありました。ただ、現在、今のところ旭化成は建設廃材を使っていて、その価格差があるので、その価格が同程度になれば扱いますよということで、私はそのことで今まで県のほうに、本会議場で2度ほど質問をし、今、延岡市と森林組合等々で協議しておりますと、それに今、県がいろんな助言もしているという話であったんですが、これを見ると、全然、その旭化成とか、その対象の中に入っていませんし、例えば、延岡市の物を日南の王子グリーンエナジーまで運ぶというような、どう見てもこれは物流費がばかにならんぞというようなところまで持っていってるんですが、今、旭化成等の関係の協議とかはどうなっているんですか。

河野山村・木材振興課長 現在は、FIT稼働施設が動いておりませんので、旭化成向けに谷明産業がチップを製造してございまして、供給をしております。今は年間協定で3万トンぐらいですか、それに向けて供給が始まっているということでございまして、FITが稼働しますと、ここにも書いてありますけれども、谷明産業さんは王子にも協力したいということで、チップを供給するような協定を結ばれているというふうに聞いてます。

田口委員 ちょっと意味がよくわからなかったんですが、もともと延岡の森林組合が売り込みたいというようなことを言っていたやつは、結局、その後、どうなっているんですか。

河野山村・木材振興課長 今現在は供給が開始されてございまして、順調に進んでいるというふうには聞いております。

田口委員 今のは、森林組合のは谷明産業に持って行って、チップにして旭化成に入れてる

という理解でいいんですか。

河野山村・木材振興課長 はい、そういうことでございます。

田口委員 ああ、そうですか。じゃ、年間、今どれくらい森林組合関係のやつが行ってるんでしょうか。

河野山村・木材振興課長 ちょっと今、数字を拾っております。

田口委員 わかりますか。その前に一つ教えてください。さっきから「FIT」というのが出てきますけれど、これは何ですか。ちょっと基本的な言葉がわからんものですから、それを教えてください。

河野山村・木材振興課長 再生可能エネルギーの価格固定買取制度のことでございます。

岩下委員長 よろしいですか。

河野山村・木材振興課長 旭化成ケミカルズに対しての納入ですけれども、計画が年間5,000トンでございました。今現在が3,820トン納入されておりまして、今後3,000トンが新たに下半期納入されるということでございます。ですから、計画に対する実績は上回る予定ではございます。

岩下委員長 よろしいですか。

田口委員 はい、わかりました。いいです。

岩下委員長 それでは、時間が参っております。

執行部の説明が終わりました。

時間が参りましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

執行部の皆さんは御退席いただいても結構でございます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時50分再開

岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項（1）の委員会報告書骨子（案）についてであります。

お手元にA3判の資料が配付されていると思いますが、ごらんください。

私たちの委員会の調査項目は幅広い分野にまたがっておりますので、報告書の構成としましては4つの調査項目ごとに現状と課題、県への提言を行い、最後の結びのところで全体を総括したいと考えております。

なお、「成長産業」に関する調査項目は、いずれも今年度または昨年度に事業がスタートしたばかりで、「TPP協定」についてはまだ交渉の途中という状況でございます。したがって、「県への提言」につきましては、今後の県の事業展開に反映させたい提案・要望または問題提起という形で記載したいと考えております。

詳細につきましては、書記のほうから説明をしていただきます。

松浦書記 では、御説明申し上げます。

A3判の「骨子（案）」をごらんください。

まず、ローマ数字「Ⅰ」の「調査活動の概要」からですが、前書きのところ調査項目設定の経緯等を整理しているんですけれども、丸の2つ目ですが、県が「復興から成長に向けた基本方針」を策定しまして、同方針で「成長産業」と定めた取組分野のうち、特に、今年度集中的に審査し、積極的に県民の声を反映させるべき取組として、当委員会では、「Ⅱのフードビジネス」「Ⅲの海外戦略」「Ⅳの新エネルギー」を調査項目として絞り込んで、取り組むこととしたところで。

また、TPP協定交渉参加表明があったということで、ですけれども「TPP協定の本県

への影響とその対策に関すること」についても調査することにしたと、このような書き出しで始めたいと思っております。

まず、調査事項の1になりますフードビジネスの展開と取り組みについてなんですが、「(1) フードビジネス振興構想について」ですが、丸の2つ目なんですけれども、複数の委員から、「フードビジネスは、これまでの取組とどう違うのか」という御指摘がありましたので、執行部の説明を踏まえ、県の考え方を押さえておきたいと思っております。

「(2) のフードビジネスに関連する県内民間事業者の現状等」のところでは、県内調査を行いまして、把握しました現状と課題等を記述したいと思っております。

「(3) のフードビジネス振興構想の具体化に向けた取組」では、今年度スタートしたばかりということなんですけれども、県の取組の方向性を整理したいと思っております。

「(4) の県への提言」では、委員会の中で議論があった内容や、県内・外調査の事例を踏まえて、まず「民間力の喚起」というところで、委員のほうから「フードビジネス成功の鍵は民間力」という発言がございましたので、民間企業を後ろ支えしていくために、今後、県が積極的に取り組むべき事項ということで、例えば、県内企業情報のデータ整理ですとか、企業と生産者のマッチング、県試験研究機関からの技術移転と相談活動の活性化。「の各分野の連携の強化」では、今回、県全体の戦略として位置づけておりますので、これまで、農政サイド、商工サイドがそれぞれ取り組んでましたけれども、これらの取り組みから一歩進めて、宮崎の農家と宮崎の企業が連携し、お互いが利益を得るシステムづくりが必要じゃないかという

こと。「の流通体制・販売体制の強化」では、本県の弱点と言われる分野の強化、例えば、地理的、輸送体制に不利な本県の流通体制の強化、畜産の4割が県外に流通をしている課題への取り組み、食品流通と販売に専門的な知識と人脈を持つ外部人材の活用などを要望していくような形でまとめたいと考えております。

次に、調査事項の項目2つ目の、2の海外戦略の取り組みについてですが、(1)みやざき東アジア経済交流戦略についてですが、ここではフードビジネスに関連の強い「食品輸出」について焦点を絞って、重点的に調査しました。

(2)の食品輸出に関するロードマップについてに沿って、県の取組、現状と課題を整理したいと思っております。

(3)の鹿児島県の輸出の取組ということは、現地調査した内容を整理したいと思っております。

(4)の県への提言では、委員会で議論のあった内容から、「人的ネットワークの活用・拡充」では、海外の県人会の人脈の活用、海外のバイヤーの本県への招聘事業の強化、「海外で競争できるブランド力の強化」では、県外調査で日本精肉店の方からお話がありましたけれども、海外で売り込む際の「ブランド」の重要性について、「の海外戦略を総合プロデュースする人材の活用」では、貿易に関しては、国ごとに専門的な知識や人脈等が必要で、また、本県は海外戦略について今は出おけておりますので、これを巻き返すためにも外部人材の積極的な活用を要望したいと思っております。

次に、資料の右側に移っていただきまして、調査報告の3の「新エネルギーの利活用による産業振興」についてであります。

委員から「新エネルギーについては、国の政策や九電との絡みを調べる必要がある」という

御指摘がありましたので、まず（１）のエネルギーをめぐる最近の動向のところ、九州電力で調査しました、再生可能エネルギー導入拡大に伴う問題ですとか、今後の電力システムの改革の方向性について記述したいと考えております。

（２）の宮崎県新エネルギービジョンでは、「戦略プロジェクト」としまして、本県で重点的に取り組む新エネルギーとして、太陽光、木質バイオマス、小水力と掲げております。

（３）の県内の新エネルギーの導入状況と課題のところ、さっき申し上げました、３つの新エネルギーについて、現地調査の内容も踏まえながらまとめたいと考えております。

（４）の県への提言では、本県の新エネルギーの現状と課題を踏まえまして、の新エネルギーの成長産業化に向けた取り組み強化では、本県の、新エネルギーを成長産業と位置づけるのであれば、日照時間や杉素材生産量等、他県より有利な点を工夫した事業の重点化や組織的強化、積極的な規制緩和の働きかけ、の雇用の確保を重視した新エネルギーの利活用では、特に中山間地域での木質バイオマスを活用した雇用が生まれるような事業展開、の新エネルギー導入後の課題の整理と県民への情報提供では、新エネルギーは、ここ数年の新しい取り組みですので、太陽光パネルの耐久性や廃棄処理方法、木質バイオマスの発電施設の、きょうの議論もありましたけれど、効率的な木材搬出方法や価格設定のスキーム等の整理されてない課題、で、県が導入を促進するのであれば、これらの課題をきちんと整理して、将来的な対策を立てるとともに、これらの課題があることを、あと、賦課金の問題もありますので、これをきちんと県民に情報していくということを提言し

たいと考えております。

最後に、４の「ＴＰＰ協定の本県への影響とその対策について」ですが、（１）のＴＰＰ協定交渉の動向では、ＴＰＰ政府対策本部内閣参事官から説明を受けた内容や、本日の執行部の説明を踏まえまして、最近の動向を整理したいと思います。

（２）のＴＰＰ協定の本県への影響では、本県に悪影響があると予想される農林水産業に關しまして、で影響試算、で農業実態調査の結果、の宮崎県農業会議との意見交換、これらの内容を踏まえて、記述したいと考えております。

（３）の県への提言では、ＴＰＰ協定はまだ交渉中でありませけれども、委員からも発言がありましたように「最悪を想定して最善策を立てる」べきだというふうなことで、として、宮崎県独自の農業強化策としまして、本日の説明もありました、「米の生産調整の見直し」とか「農地中間管理機構」等の制度を活用して、本県の現状に即した競争力の強い農業政策を確立する一方で、小規模・高齢農家や中山間地域を対象とした小回りのきく県独自の支援策ですとか、農産物の加工にも着目した対策を立てること、のＩＳＤＳ条項対策では、内閣参事官からの説明ですとか、きょうの執行部の説明では心配がないということだったんですけれども、もっと積極的に情報収集等行うよう要望したいと考えております。

最後の結びですけれども、本県の将来を見据えた産業づくりとしての「成長産業」の育成の重要性、ＴＰＰに関しては、協定が妥結するしないにかかわらず、競争力の高い農林水産業と中山間地域等で農業・農村を維持していく小規模・高齢農家の両方に目配りした政策の必要性

等を強調しながら、これまで申し上げた内容を総括して結びたいと考えております。

以上になります。

岩下委員長 ありがとうございます。

それでは少し、時間が参りましたけども、お諮りしたいと思うんですが、あと15分ほど延長していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中野委員 いや、延長はいいっちゃけど、何をするかですね。

岩下委員長 はい。今、このあと、後半の報告書関係についての御意見を少し、今の説明につきましてちょっといただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

それでは、委員会報告骨子（案）について御説明をいただきましたが、ここで委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、委員会報告書の骨子案は資料のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

なお、委員会報告書そのものにつきましては正副委員長に御一任をいただき、案ができ上がりましたら、印刷のスケジュールの関係で、個別に御了解をいただくような形でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

今回の委員会は、2月定例会中の委員会となりますが、2月定例会最終日に、私が行います「委員長報告」の案について御協議をお願いし

たいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、協議事項（2）の「その他」でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の日程について確認をいたします。

次回の委員会は、3月17日月曜日午前10時から行う予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後0時10分閉会